

※該当部分抜粋

○予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第１号）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（任用の基準） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、予備自衛官に任用してはならない。 (1)～(3) （略） (4) 自衛官であつたときの人事評価の結果又は<u>その他の能力の実証に基づく勤務成績が不良であつた者</u> (5) （略）	（任用の基準） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、予備自衛官に任用してはならない。 (1)～(3) （略） (4) 自衛官<u>としての勤務成績が不良であつた者</u> (5) （略）

※該当部分抜粋

○即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成１０年陸上自衛隊訓令第１号）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（任用の基準） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、即応予備自衛官に任用してはならない。 (1)～(5) （略） (6) 自衛官であつたときの人事評価の結果又は<u>その他の能力の実証に基づく勤務成績が不良であつた者</u> (7) （略）	（任用の基準） 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、即応予備自衛官に任用してはならない。 (1)～(5) （略） (6) 自衛官<u>としての勤務成績が不良であつた者</u> (7) （略）